

新発田市空き店舗バンク成約補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き店舗の借主、買主及び所有者等に対し、予算の範囲内で新発田市空き店舗バンク成約補助金を交付することに関し、新発田市補助金等交付規則（昭和33年新発田市規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き店舗 新発田市空き店舗バンク事業実施要綱第2条第2号に規定する空き店舗のうち同要綱第4条第2項に規定する空き店舗台帳に登録されている空き店舗をいう。
- (2) 借主 空き店舗を賃借した者をいう。
- (3) 買主 空き店舗を取得した者をいう。
- (4) 所有者等 空き店舗に係る所有権又は賃貸及び売買を行うことができる権利を有する者をいう。
- (5) 市税等 地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する市区町村民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。

(空き店舗バンク成約補助金の種別)

第3条 新発田市空き店舗バンク成約補助金の種別は、次に掲げるところによる。

- (1) 新発田市空き店舗施設整備等補助金（以下「整備費等補助金」という。）
- (2) 新発田市空き店舗家財道具等処分費補助金（以下「処分費補助金」という。）

(整備費等補助金の交付対象者)

第4条 整備費等補助金の交付対象となる者は、借主又は買主であつて、第7条第1項に規定する交付申請を行う時点において市税等（本市に転入を予定している借主又は買主にあつては、その住所地の市税等）を滞納していないものとする。

(整備費等補助金の補助対象経費)

第5条 整備費等補助金の対象となる経費（次条第1項において「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 空き店舗の整備、改修等に要する経費
- (2) 空き店舗に設ける設備、備品等の購入に要する経費

(整備費等補助金の額等)

第6条 整備費等補助金の額は、空き店舗の賃貸借契約又は売買契約1件につき、補助対象経費の2分の1の額（その額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。）とし、上限を30万円とする。

2 次の表に掲げる加算要件を充たす場合は、前項に規定する額に加算要件ごとに定める加算額を加えた額を整備費等補助金の額とする。

加算要件	加算額
市内事業者に空き店舗の整備、改修等を発注する場合	10万円
借主又は買主が本市にUターンする者（その者が本市への転入日前2年の間、本市に住所を有していない者に限る。）である場合	20万円
賃貸居住又は売買居住（空き店舗に居住施設が付随しており、借主又は買主が当該居住施設に居住することをいう。）である場合	50万円

3 整備費等補助金の対象とすることができる賃貸借契約及び売買契約は、同一の空き店舗につき1回とし、既に同一の空き店舗について別の賃貸借契約又は売買契約により整備費等補助金が交付されているときは、整備費等補助金の対象としない。

（整備費等補助金の交付申請）

第7条 整備費等補助金の交付を受けようとする借主及び買主は、新発田市空き店舗整備費等補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 借主又は買主の市税等の納税証明書（本市に転入を予定している借主又は買主にあっては、その住所地の証明書）
- (2) 空き店舗の位置図（付近見取図）
- (3) 賃貸借契約書又は売買契約書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、空き店舗において事業等を開始した日から起算して1月を経過する日までに行わなければならない。

（整備費等補助金の交付決定兼確定通知）

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、整備費等補助金の交付を可とし、及び補助金額を確定したときは、新発田市空き店舗整備費等補助金交付決定兼確定通知書（別記第2号様式）により、当該申請者に通知

するものとする。

（処分費補助金の交付対象者）

第 9 条 処分費補助金の交付対象となる者は、空き店舗の所有者等とする。

（処分費補助金の補助対象経費）

第 10 条 処分費補助金の対象となる経費（次条において「補助対象経費」という。）は、空き店舗の家財道具等の処分等に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 家財道具等の搬出及び処分に要する経費
- (2) 家財道具等の搬出及び処分に付帯する清掃に要する経費

（処分費補助金の額）

第 11 条 処分費補助金の額は、補助対象経費の 3 分の 2 の額（その額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。）とし、上限を 10 万円とする。

（処分費補助金の交付申請）

第 12 条 処分費補助金の補助金の交付を受けようとする所有者等は、新発田市空き店舗家財道具等処分費補助金交付申請書（別記第 3 号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 家財道具等の搬出及び処分並びに清掃に要する経費が分かるものの写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、家財道具等の処分が完了した日から起算して、1 月を経過する日までに行わなければならない。

（処分費補助金の交付決定兼確定通知）

第 13 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、処分費補助金の交付を可とし、及び補助金額を確定したときは、新発田市空き店舗家財道具等処分費補助金交付決定兼確定通知書（別記第 4 号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（代理受領）

第 14 条 家財道具等の搬出及び処分並びに清掃に係る業務を事業者に委託した場合は、処分費補助金の受領の権限を当該事業者に委任することができるものとする。

2 所有者等は、前項の規定により処分費補助金の受領の権限を委任するときは、新発田市空き店舗家財道具等処分費補助金代理受領に係る委任状（別記第 5 号様式）を市長に提出するものとする。

（その他）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 1 日から実施する。